

令和3年度鶴岡市空き店舗解消リフォーム事業補助金交付要綱

1 目的及び交付

市長は、本市の空き家、空き店舗等の遊休ストックの利活用及び円滑な事業承継の促進を図るため、市内の中小企業者等が行う店舗改装事業に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 特定創業支援等事業と同等以上の支援 経営、財務、人材育成及び販路開拓のノウハウを習得することができ、また、1月以上の期間で1回1時間以上、計4回以上にわたって受けることができる支援をいう。
- (3) 市街化区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により山形県が定める鶴岡都市計画区域に規定する市街化区域をいう。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 市内の空き家及び空き店舗において、中小企業者が開業するために実施する店舗改装事業
- (2) 市内で現在事業を営む中小企業者が、既存店舗の魅力向上や来客サービスのために実施する店舗改装事業

4 補助対象者

補助の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内において空き家、空き店舗等を改装し新たに創業する者で、令和3年度中の創業・開店が確実であり、かつ、特定創業支援等事業と同等以上の支援を受けている者
- (2) 市街化区域において空き家、空き店舗等を改装し開業する者
- (3) 事業承継支援 市内において既存の店舗を後継者に引き継ぎ、事業を継続するために新たに店舗を改装し魅力向上・来客サービスの向上を図る者。ただし、本年度中に後継者が引き継ぐ者又は事業を引き継いで5年以内の事業主に限る。

5 補助対象経費及び期間

補助の対象となる経費は、店舗等の改装費とし、期間は、補助金交付決定日から令和4年3月31日までとする。

6 補助率及び補助限度額

補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。ただし、第4項第1号の対象者にあつては、補助対象経費の合計額の4分の3以内の額とし、75万円を限度とする。

7 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 第4項第1号の対象者にあつては、創業支援を受けたことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

8 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

9 実績報告書

実績報告書の期限は、当該事業の完了後30日を経過する日とする。

10 その他

この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月6日から施行する。